

# 支部規程

平成9年6月24日制定  
平成3年7月9日改正

## (趣 旨)

第1条 この規程は、日本大学校友会会則第4条第2項に基づき、校友会各都道府県支部・各学部別部会・各職域別部会（以下『支部』という）の設置等に関し必要な事項を定める。

## (設 置)

第2条 支部の設置は、それぞれの区分別に1支部とする。ただし、都道府県支部については政令指定都市その他の事情により2以上の支部を置く必要性が生じた場合、組織化することができる。

2 前項の規程にかかわらず、その他の特殊な区分に応じて支部を設置する必要がある場合、次条の申請を経て設置することができる。

## (申 請)

第3条 支部の設置を申請する場合、当該団体は次の事項を記載した設置申請書を校友会会長に提出し、役員総会で承認を得なければならない。

- ① 支部会則
- ② 加盟会員及び支部役員の名、卒業年次、出身学部・学科、現住所、職業等を記載した名簿
- ③ 経過報告書

## (会員資格)

第4条 支部の加盟会員は、会則第5条第1項各号に規定する資格を有する者でなければならない。

## (会員数)

第5条 支部会員数は、原則として、100名以上とする。

## (支部役員)

第6条 支部には、当該地域在住の支部長及び5名以上の支部役員を置く。ただし、特別の事情がある場合は、当該地域に勤務先などの社会的活動の拠点をも有し、支部活動に貢

献した者を支部長及び支部役員にすることができる。

(支部の事務局)

第7条 支部の事務局には、一定の場所に支部会則、支部会員名簿及び支部会計帳簿その他関係書類を備え置かなければならない。

(運営等の報告)

第8条 支部長は、原則として毎年3月末日までに支部長、支部役員の氏名及び支部運営の状況について、文書をもって校友会本部に報告しなければならない。

2 支部長は、支部会則の改廃、役員の交替、会員の異動その他の重要事項について、その都度速やかに報告しなければならない。

(会費の徴収)

第9条 支部は、必要に応じて支部の運営に係る会費を当該支部の会員から徴収することができる。

(規程の遵守)

第10条 支部は、日本大学校友会会則及びこの規程を遵守しなければならない。

## 附 則

1 この規程は、令和3年7月9日から施行する。

2 この規程施行の際、既に校友会の支部並びに各学部別部会及び各職域別部会等として認めたものは、この規程による支部とする。